

# 文 教 厚 生 委 員 会

令和 8 年 2 月 24 日 (火)  
全 員 協 議 会 終 了 後  
時 分 ~ 時 分  
第 2 委 員 会 室

【委 員】足立委員長、遠藤副委員長、  
岡山委員、花田委員、森谷委員、串崎委員、芦谷委員

【執行部】

〔健康福祉部〕久保健康福祉部長、中谷地域福祉課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、小松環境課長

〔教 育 部〕草刈教育部長、藤井教育総務課長

〔上下水道部〕佐々木上下水道部長、右田水道管理課長

【事務局】下間局長、村山書記

---

議題

- 1 所管事務調査事項について
- 2 3月5日(木)の委員会審査日程等について
- 3 その他
- 4 議会なんでもメールに寄せられた意見への対応について(委員間で協議)
- 5 重要案件の意見交換会の案件見直しについて(委員間で協議)
- 6 議会による事務事業評価の実施事業選出について(委員間で協議)
- 7 地域井戸端会のテーマ設定について(委員間で協議)
- 8 【取組課題】(委員間で協議)

### 3月5日(木)10時開催の文教厚生委員会における予定議題

- 1 請願審査
  - (1) 請願第77号 令和7年12月定例会議採択の文教厚生委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について
  - (2) 請願第78号 教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する適正な意思決定手続の確保を求める請願について
  - (3) 請願第79号 浜田市スケート場再配置計画における事務手続きの不備解消及び市民との対話再開を求める請願について
  - (4) 請願第80号 浜田市スケート場再配置計画における事務手続きの適正化及び「浜田市協働のまちづくり条例」に基づく市民との直接対話の再開を求める請願について
  - (5) 請願第81号 訴訟の提起を理由とした市民への説明責任及び対話拒否の改善を求める請願について
- 2 陳情審査
  - (1) 陳情第3号 日脚共同浄化槽の維持管理の陳情について
- 3 議案第3号 浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第4号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第5号 浜田市金城老人福祉センター条例を廃止する条例について
- 6 議案第6号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第12号 浜田市水道給水条例の一部を改正する条例について
- 8 執行部報告事項
- 9 所管事務調査
- 10 その他
- 11 【取組課題】（委員間で協議）

# 請願書

令和8年2月10日 浜田市議会議長 様

紹介議員 森谷公昭

件名: 令和7年12月定例会採択の文教厚生委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願

【趣旨】 令和7年12月定例会議において、

バリアフリー化(第19号)、

医師確保(第22号)、

地域包括ケア(第24号)、

子育て支援(第26号)、

ゴミ出し支援(第27号)、

火力発電所環境調査(第28号)、

動物愛護(第29号)、

マイナンバー業務改善(第30号)、

ワンストップ窓口(第31号)、

滞納相談(第32号)、

給食費軽減(第34号)、

地産地消(第35号)、

会議公開(第36号)、

図書館充実(第37号)、

不登校支援(第38号)、

部活動移行(第39号)、

学校トイレ洋式化(第40号)、

通学路安全(第41号)、

〒697-0034 浜田市相生町3773-1  
株式会社コムサグリ  
代表取締役 森谷公昭  
TEL 0855-22-2999



ICT 教育(第 42 号)、

体育施設(第 48 号)、

いじめ防止(第 49 号)、

工業用水道会計(第 50, 51, 53 号)

の各請願が採択された。

これらの進捗を明らかにし、市民への説明責任を果たすよう求める。

**【請願事項】**

1. 採択された上記各請願 の執行状況および検討結果を報告すること。
  2. 特に工業用水道会計に関する調査(第 50, 51, 53 号) の現在の進捗を詳細に報告すること。
- 

〒697-0034 浜田市相生町3773-1  
株式会社コムサグリ  
代表取締役 森谷公昭  
TEL 0855-22-2999

浜田市議会議長  
澁谷 幹雄 様

## 教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する適正な 意思決定 手続の確保を求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1  
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

### 請願の趣旨

市の教育・スポーツ施設は、市民の学習権、健康増進及び文化的活動の基盤となる公共施設であり、その設置、改廃や機能転用は、市民生活に長期的かつ重大な影響を及ぼすものである。

このため、施設の設置、改廃や機能転用に当たっては、関係法令に基づき、市長部局から独立した合議体としての教育委員会による十分な審議を経た上で議会や市民に方向性が示され、市議会においても十分な審議が行われた上で、教育委員会合議体として方針決定を行うことが不可欠である。

しかしながら、教育・スポーツ施設の改廃及び機能転用に関する意思決定手続が、必ずしもこれらの手続きを経て行われていないという重大な問題が生じている。

よって、今後教育・スポーツ施設の改廃及び機能転用に関する意思決定手続の適正性が確保されるよう、執行部に対し、必要な措置を講じるよう働きかけることを求める。

### 請願の理由

教育・スポーツ施設の設置、管理及び運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が合議体として所掌する重要な事項である。

スポーツ施設の改廃や機能転用といった判断については、教育委員会における十分な審議の上での意思決定が必要である。ところが、浜田市のスポーツ施設であるサン・ビレッジ浜田アイススケート場について、当該施設の施設整備の方向性に関する意思決定が、合議体としての教育委員会への十分な情報提供や、同委員会による実質的な審議・意思決定を経ることなく、令和6年7月に市長によって行われ、その後関連予算の上程が行われていることが明らかである。合議体としての教育委員会が方針決定しなければならない事項を市長が決定し、教育委員会は令和7年11



月になって、違法状態を治癒するために教育委員会臨時会において市長の方針決定を追認する議決を行っている。しかしこの臨時会は7分間で終了しており、事前に報告書に事実では無い内容が含まれていることや、コンサルと市の職員が納品日について偽装していることについて通報があったにもかかわらず、通報に関する事実確認や実質的な審議が行われた記録がない。

教育・スポーツ施設は、一度廃止や機能転用されれば後戻りが困難であり、市民生活に与える影響も極めて大きい。

したがって、利用者や市民の意見を十分に把握し、合議体としての教育委員会及び市議会において実質的な審議が尽くされる手続を確保することが不可欠である。

### 請願事項

1. 教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する方針については、教育委員会が合議体として十分な審議を行い、市議会や市民がその意思決定の過程及び内容が明確に確認できるよう記録し保存すること。
2. 教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する重要な判断については、市長による先行的な方針決定が行われることのないよう、合議体としての教育委員会における実質的な審議と市議会や市民への説明を経て決定される手続を確保すること。
3. 今後、教育・スポーツ施設の改廃及び機能転用に関する意思決定が、合議体としての教育委員会の十分な審議と議決を経ないまま関連予算の上程などが進められることのないよう、市長および教育委員会において再発防止策を講じること。

以上について執行部に働きかけて下さいますよう請願いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

令和8年 2月 10日

浜田市国分町 1689-1  
三島 淳寛

# 請願書

令和8年2月10日 浜田市議会議長 様

紹介議員 森谷公昭

## 【請願名】

浜田市スケート場再配置計画における事務手続きの不備解消および市民との対話再開を求める請願

## 【請願の趣旨】

浜田市が進めているスケート場の機能転用(実質的な廃止)計画において、意思決定の根拠となったデータの正確性、および公文書の取り扱いを含む事務手続きに重大な疑念が生じています。また、浜田市協働のまちづくり条例が定める「市民の参加」と「市の説明義務」が果たされていない現状を鑑み、議会として以下の事項を市執行部(教育委員会)に求めることを請願いたします。

## 【請願事項】

1. データの正確性に基づく再検証の実施 当初、スポーツ推進審議会等において「施設適正数0」として議論が進められましたが、後に「1」に修正されています。根拠となる前提条件が変更された以上、当時の答申および現在の計画の妥当性を一度フラットに再検証すること。
2. 市民団体が提示した代替案の公平な比較検討 市民団体より提出された収支シミュレーション等の具体的な代替プランについて、市が保有するデータと公平に比較・検証し、その結果を市民および議会に誠実に説明すること。
3. 事務手続きの透明化と公文書の適正管理 外部委託(コンサルタント報告書)の作成過程における市からの修正指示の経緯、および納品日の事実関係と公文書訂正の不透明な処理について、事実関係を調査し、法令遵守(コンプライアンス)の観点から説明責任を果たすこと。

## 【請願の理由】

浜田市協働のまちづくり条例には、「市は、市民等の意見を把握し、施策に反映させるよう努めなければならない」とおよび「施策の立案、実施等の各段階において、市民等に対して誠実かつ分かりやすく説明しなければならない」と定められています。しかし、現状では市民からの具体的な提案(代替プラン)の検証を拒否し、さらには弁護士を代理人に立てることで直接の対話を断絶させるなど、条例の精神から大きく逸脱した状況が続いています。また、計画の根拠となるデータの変遷や、公文書の日付訂正といった事務上の不備を放置したまま計画を強行することは、将来にわたって行政への信頼を著しく損なう恐れがあります。以上のことから、開かれた市政と民主的な意思決定プロセスを取り戻すため、本請願を提出いたします。

請願者  
(株)コムサクリ



# 請願書

令和 8 年 2 月 10 日 浜田市議会議長 様

紹介議員 森谷公昭

## 【請願名】

浜田市スケート場再配置計画における事務手続きの適正化および「浜田市協働のまちづくり条例」に基づく市民との直接対話の再開を求める請願

## 【請願の趣旨】

浜田市が進めるスケート場の機能転用計画において、計画の根拠となるデータの変遷や外部委託調査への不適切な介入、さらには納品日の公文書書き換えといった事務手続き上の重大な疑念が浮上しています。また、本計画に異議を唱える市民に対し、行政が弁護士を介して対話を拒否し、警察への相談を匂わせる等の対応をとっている事実は、「市民が主役」を掲げる本市の自治理念を揺るがす事態です。地方自治の根幹である「市民との信頼関係」と「法治行政」を取り戻すため、議会として以下の事項を市執行部(教育委員会)に強く求めることをお願いいたします。

## 【請願事項】

- データの正確性に基づく計画の再検証 施設適正数が「0」から「1」へ修正された事実を重く受け止め、誤った数値を前提に出された審議会答申および現行計画の正当性を一度白紙に戻して再検証すること。
- 事務手続きの透明化と法令遵守の徹底 コンサルタントへの修正指示の経緯、および納期遅延に伴う公文書(納品日等)の不適切な訂正について、事実関係を調査し議会へ報告すること。
- 条例に基づく「直接対話」の再開 弁護士を介した間接的な対応や一方的な対話拒否を改め、「浜田市協働のまちづくり条例」の理念に則り、教育長および責任ある担当者が、市民団体や三島氏をはじめとする市民と直接向き合い、誠実に議論・説明を行う場を速やかに設けること。
- 市民提示プランの公平な比較検討 市民団体等が作成した収支シミュレーション等の代替案を、単に排除するのではなく、行政保有データと公平に比較・検証し、その結果を公開すること。

## 【請願の理由】

「浜田市協働のまちづくり条例」には、市は市民の意見を把握し、誠実かつ分かりやすく説明する義務があると明記されています。しかし、令和 8 年 2 月 10 日の面会において教育長が示した「対話をするつもりはない」という姿勢は、この条例が定める説明責任の放棄に他なりません。市民の主体的なまちづくりへの参画(提案や質問)に対し、警察への告発を示唆したり、外部弁護士を隠れ蓑にして回答を拒んだりする行為は、行政による市民への威圧であり、民主的な自治の姿とは言えません。さらに、事務手続きにおける公文書の不適切な取り扱いや、根拠データの誤りを放置したまま計画を強行することは、将来にわたり市政への不信感を植え付ける結果となります。よって、本市が真に「市民が主役」の街であるために、本請願を提出いたします。

〒697-0034 浜田市相生町3773-1  
株式会社 コムサグリ  
代表取締役 森谷公昭  
TEL 0855-22-2999



# 請願書

令和8年2月10日浜田市議会議長 様

紹介議員 森谷公昭

## 【請願名】

訴訟の提起を理由とした市民への説明責任および対話拒否の改善を求める請願

## 【請願の趣旨】

現在、浜田市が進めるスケート場の再配置計画を巡り、一部の事案について訴訟が提起されています。これに対し市執行部(教育委員会)は、「訴訟中につき回答を控える」として、市民との対話や議会での詳細な説明を拒否する姿勢を示しています。しかし、行政には訴訟の有無に関わらず、施策の背景や事務手続きの正当性について市民に説明する法的・道義的責任があります。訴訟を理由に一切の説明を閉ざすことは、民主主義の根幹である説明責任の放棄であり、到底容認できません。よって、議会として市執行部に対し、適切な情報公開と市民との対話を維持するよう求めることをお願いいたします。

## 【請願事項】

1. 説明範囲の明確化と対話の継続 訴訟の具体的な争点そのものに関わる主張を除き、スケート場計画の政策的背景、これまでの事務手続きの経緯、市民が提示した代替案への見解等については、訴訟中であることを理由に拒むことなく、市民および議会に対して誠実に説明・対話を行うこと。
2. 「浜田市協働のまちづくり条例」の優先遵守 訴訟中であっても、本市の基本ルールである「浜田市協働のまちづくり条例」に定める市の説明義務(第10条)は何ら免除されるものではないことを再確認し、弁護士等を介した間接的な対応ではなく、責任ある立場による直接対話を再開すること。

## 【請願の理由】

一般に地方自治体において、訴訟中であっても、その影響を受けない公文書の取り扱い、予算の執行状況、市民への一般的な政策説明などは、議会制民主主義の観点から継続して行われるべきものです。浜田市において、訴訟を理由に広範な情報の遮断や対話の拒否を行うことは、市民の「知る権利」を著しく侵害するだけでなく、行政への信頼を失墜させる行為です。令和8年2月10日の面会においても、教育長は訴訟等を背景に対話を一切拒否する旨を示しましたが、このような硬直化した対応は条例の理念に反します。司法判断を待つことと、現在進行中の政策について市民に説明し対話を重ねることは両立可能であり、行政にはその努力を尽くす義務があります。以上のことから、行政の透明性と誠実な対話の場を取り戻すため、本請願を提出いたします。

〒697-0034 浜田市相生町3773-1

株式会社 コムサグリ

代表取締役 森谷公昭

TEL 0855-22-2999



陳情番号	3
付託先委員会	文教厚生委員会
審査結果等	

令和8年1月28日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町

氏 名 宅和 保信

(団体名) 日脚9-1町内会

(代表者) 宅和 保信

日脚共同浄化槽の維持管理についての陳情について

【陳情の趣旨】

1 願意 (議会に対して求めることを記入してください。)

- ・日脚共同浄化槽(日脚団地合併処理施設)を公共インフラとして認定し、行政主導で管理できる施策を検討していただきたいこと。
- ・日脚共同浄化槽を下水道事業の一形態として組み入れ、受益者負担が下水道利用者と同様な取り扱いとなるよう制度改善をお願いしたいこと。

2 理由 (陳情に至った理由・背景などを簡潔に記入してください。)

- ・日脚団地共同浄化槽の維持管理については島根県・浜田市・日脚団地共同施設管理組合(以下、管理組合という。)で締結した協定書に基づき、管理組合が主体的な管理を担い、日脚団地住民は、管理組合の指示・指導のもと誠実に受益者負担に応じて参りました。

しかし、管理組合は運営主体であっても、浄化槽に関する専門技術も知識もない素人です。今日まで何とか運営をしてきたものの、設置後、40年が経過する老朽施設ともなれば、専門的管理能力が低い管理組合では故障リスクに対応することは困難になってきていると思います。

- ・団地住民の状況は、高齢化と世帯構成の小規模化で経済的弱者層が増えつつあります。世帯数の減少(住民の減少)は一世帯当たり(一人当たり)の維持管理費を雪だるま式に増やす結果を招きます。又、故障リスクの対応如何では、高額な修繕費が発生することも予測されます。住民には、どこまでお金がかかるのかという不安・心配が募るばかりです。

- ・利用者が管理組合を結成し、「自主的」に「連帯」して管理・負担する



という協定による維持管理方式（以下、協定書方式）は、見直しが必要と思います。市内の団地（笠柄、竹迫、汐入、石原など）には、同様な浄化槽が設置されていますが、協定書方式が機能している団地と日脚団地のように「家計を圧迫する程度」の受益者負担に喘ぐ団地が存在しているように思います。生活環境の保全、公衆衛生の向上のため共同浄化槽の整備は進められていますが、人口減少の進む将来を考えると維持・管理と費用のほとんどを団地住民が「受益者負担」とする制度のままでは、施設の保全は困難になると思われます。高価な設備を長く安定的に使用するためには予防保全が必要です。行政主導で予防システムを構築して欲しいと思います。協定書方式から行政主導へと転換されることを希望します。

・日脚共同浄化槽の利用料は高すぎると思います。月々に支払う利用料（修繕積立金を含む）は、下水道利用者より2～3倍ほど高く、しかも長年続いています。物価高で家計が逼迫している状況もあり、日常生活に欠かせない浄化槽の利用料は、できる限り安価にして欲しいと思います。福祉的配慮が必要と思っても、協定書には公的補助・助成の文字がありません。

・協定書は、修繕費負担の対象者を団地の土地所有者と規定しています。非居住（空き家）で浄化槽を利用しなくても負担を要求されますが、この取扱いは、社会通念に照らして問題があるのではと懸念を抱いています。又、修繕費負担では、負担割合のみを定め、負担能力に限界のある住民側にとって上限額が明記されていないことは大きな不安要因となっています。

・日脚共同浄化槽にかかる受益者負担の実態が、他の県・市・地区と比較して公正妥当な状態であるかどうかのご検討もお願いしたいと思います。

町内会では、住民が安心・安全に利用していくためには、行政が管理する「下水道」と同様な取扱いが最も相応しい形態と思っています。

・今まで県と市が関わる協定書だから住民が困らないように対応していただけのものとお任せの姿勢でした。何度か事務的交渉を行ってはきましたが、改善の兆しは見えてきませんでした。

令和5年度の一市議会にて住民の一人が何とかしなければとの信念と勇気をふるい、日脚浄化槽の問題を訴えかけました。同席された議員様から一定の理解と助言をいただき、訴え続けることの必要性をご教授いただきましたと思っています。

町内会では、令和7年11月に住民集会を開催し、浄化槽問題を考え、解決のための議論をしてきました。又、アンケート調査で問題意識の深さを確認してきました。

そうした経過を踏まえ、今回の陳情に至っていることを申し添えたいと思います。

・最後に、日脚9-1町内会は、浜田市住民としての誇りを持ち、「安心と安全」が実感できる「住みやすい団地」を目指し活動する覚悟です。ご支援のほど、よろしく申し上げます。

令和8年2月17日

文教厚生委員長 足立 豪 様

浜田市議会議長 澁谷 幹 雄



ぎかいポスト等に寄せられた意見等への対応協議について

ぎかいポストに寄せられた意見について、別添意見等一覧表を提供いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、貴委員会にて議会としての対応をご協議いただき、協議経過及び結果を令和8年3月6日（金）12時までにご報告くださいますようお願いいたします。

報告いただいた内容は、浜田市議会ホームページに掲載予定です。

NO	ぎかいポストに寄せられた意見	所管委員会等
1	<p>ずっと前から子育てをしながら思っていたのですが、金城町付近にドラッグストアが1件欲しいです。市内にはあちこちドラッグストアがありますが、なかなか小さな子供を連れてや、ちょっとした時にや、急な家族の体調不良の時などに市内まで出るのも大変で、金城町付近に1件あればかなり助かります。オムツが無くなってしまった、ちょっと風邪薬や冷えピタが欲しい…などなど。雪が降った時も市内まで行かずとも近くにあれば嬉しいです。お願いします。</p>	<p>文教厚生委員会 産業建設委員会</p>

令和8年2月17日

総務委員会 委員長 沖田真治様  
文教厚生委員会 委員長 足立豪様  
産業建設委員会 委員長 村木勝也様

議会運営委員会

委員長 岡本正友



重要案件の意見交換会の案件の提出について

このことについて、令和8年2月17日の議会運営委員会において浜田市議会基本条例第22条に規定されている標記意見交換会の案件について見直すことを決定しました。

つきましては、下記をご確認の上、3月9日（月）までにご回答をお願いします。

なお、提出された案件は、重要案件の意見交換会実施要領の規定に基づき、議会運営委員会で協議の上、決定します。

記

- 1 提出案件数 2～3件
- 2 提出案件の制限 特になし（現在の案件を継続することも可能）

以上

## 重要案件の意見交換会の案件見直しについて

### 1 見直しの理由について

- 議会基本条例第 22 条に、市政に関する重要な案件について議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うために重要案件の意見交換会の開催が規定されている。
- 上記条例に基づき、重要案件の意見交換会実施要領で 12 項目の案件が定められている。案件の見直しを毎年 3 月に行うことに伴う見直し。

### 2 案件の追加及び削除の手続きについて

- 案件について、委員会等の申し出に基づき、議会運営委員会で協議の上、追加及び削除を行う。

### 3 見直しの流れについて

- (1) 議会運営委員会は、各委員会等へ案件提出依頼を行う。
- (2) 各委員会で案件を協議し、3 月 9 日までに議会運営委員会へ回答する。
- (3) 議会運営委員会は、3 月 17 日の議会運営委員会で、提出された案件について協議する。
- (4) 議会運営委員会での協議結果を基に重要案件の意見交換会実施要領の改正を行う。

### 4 協議事項等

- 依頼先委員会（総務委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会）
- 案件の提出件数（2～3 件） ※現在の案件の継続も可能
- 提出期限（3 月 9 日（月））

#### 【参考 現在の案件】

(1) 歴史文化保存展示施設について	(2) まちづくり施策について
(3) 公共交通について	(4) スポーツ施設の在り方について
(5) 子育て支援について	(6) 地域医療・介護の在り方及び健康寿命の延伸について
(7) 環境問題について	(8) 障がい者支援について
(9) 農林業問題について（水稻生産関係）	(10) 商業エリア活性化について
(11) 観光について	

※(2)、(3)…総務委員会提出案件

(1)、(4)、(5)～(8)…文教厚生委員会提出案件

(9)～(11)…産業建設委員会提出案件

No	事業名	担当課	理由	ページ
209	介護人材確保・定着対策事業	健康医療対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態の正確な把握（ニーズに則した内容となっているか）（三浦委員長）</li> <li>・介護人材の不足による事業所や利用者への影響を伺っていることから、この事業による効果と課題について確認したい。（柳楽委員）</li> <li>・中山間地域の事業所は人材不足が深刻。予算現額も少ないが執行率が低い。どこの事業所も人材不足U・Iターン者に対する補助率が少ないのでは。（上野委員）</li> <li>・高齢化が加速する昨今、本市においても施設勤務、在宅支援に関する人材確保は急務。しかしながら、その確保は大幅に不足している現実がある。そのための事業検証は重要。（川神委員）</li> </ul>	90
210	在宅介護支援事業	健康医療対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問入浴介護事業補助金についての分析や条件不利地域への訪問介護サービスの実績など。（串崎委員）</li> </ul>	91
211	包括的支援事業	健康医療対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R5年から直営に移行し、地域包括ケアシステムの構築が推進されたことによって地域の住みやすさに影響があったかどうかを確認するため。（肥後副委員長）</li> </ul>	91
270	地域医療連携事業	健康医療対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療センターと医師会の協働による地域医療システムの構築に関する進捗状況及び課題点の把握を行うため。（肥後副委員長）</li> <li>・医療関係者との意見交換や現地視察など行い、医師不足は県東部より石見部が深刻で、高齢者等が安心して日常生活を送るためには医師や看護職員は必要で大事なこと。少ない予算と感じる、浜田市地域に残らない、補助金が有効に活用されているのか。まちづくりセンターと連携し地域の活動に加わってもらい魅力を知ってもらう。（上野委員）</li> <li>・命を守るための地域医療体制の充実を避けて通れない。体制強化のための医療連携の推進は本市においては、不十分と言わざるを得ない。地域医療連携事業の在り方、事業効果の検証は重要。（川神委員）</li> </ul>	111
280	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	健康医療対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉環境委員会の重要案件事項のため。（布施委員）</li> </ul>	114
281	浜田医療センター附属看護学校支援事業	健康医療対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態の正確な把握（ニーズに則した内容となっているか）（三浦委員長）</li> <li>・看護師の人材不足対策のため、この事業の研究が必要と感じる。（串崎委員）</li> </ul>	114
283	医師確保対策事業	健康医療対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合診療医の育成について、見直しが必要と感じる。（串崎委員）</li> <li>・医師確保を継続していく事業と考える。予算現額に対し執行率が低い現状維持で継続すべき事業。視察で、浜田市出身の医師が他の地域を希望している現状を知った。地元に戻りたいと思えるような仕組みづくりが必要。（上野委員）</li> <li>・福祉環境委員会の重要案件事項のため。（布施委員）</li> <li>・今までの医師確保対策では、事業効果は期待が薄い。診療科の偏在が叫ばれる中で、総合診療医の育成、確保も重要だがさらに大胆な事業展開も必要。確保対策の抜本的な見直しも必要。（川神委員）</li> </ul>	115
284	婦人科診療開設等支援事業	健康医療対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山根病院三隅分院内に開設されたが、この開設による患者と医療センターへの効果と課題について確認したい。（柳楽委員）</li> </ul>	115
305	地域の再エネ導入支援事業	環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態の正確な把握（将来像へ繋がる内容となっているか）（三浦委員長）</li> <li>・再生可能エネルギーの導入は重要なことから、この事業がどれくらい活用推進に結びついているかや課題を確認したい。（柳楽委員）</li> <li>・福祉環境委員会の重要案件事項のため。（布施委員）</li> </ul>	122
310	合併処理浄化槽設置助成事業	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活排水対策のため合併浄化槽の普及が進められてきたが、人口減少と空き家問題が重なる中で、住宅団地等の老朽設備の維持及び修繕費用を同時に支援する考えはないのか。（肥後副委員長）</li> </ul>	123

## テーマ案

### こどもの権利を基盤とした施策推進体制の構築について ～ こどもの意見表明・参画を実効性あるものにするために ～

令和5年施行のこども基本法により、自治体は「こどもの意見を聴き、施策に反映させる責務」が明確化された。

一方で、こどもが意見を言える「場」や、大人側の「聴く力・受け止める力」、意見を制度にどうつなげるかについては、まだ十分整理されていない。

浜田市においても、個別事業は存在するが全庁的な共通理念・仕組みとしては未整理である。

## 現状整理

### (1) 制度面の現状

国：こども基本法、こども家庭庁の創設

市：子ども・子育て支援事業計画を策定中

こどもの意見聴取や参画は、事業ごとに対応

### (2) 実践面の現状

意見を聞く取組はあるが、単発的、年代・属性が限定的、「聞きっぱなし」になりやすい。

職員・教職員間でも、こどもの権利に対する理解の濃淡がある。

## 課題

### (1) こどもが安心して意見を言える「土壌」が十分でない

- こども自身が「意見を言っている存在だ」と実感しにくい
- 大人側も適切な聴き方・関わり方を体系的に学ぶ機会が少ない

### (2) こどもの権利に関する共通理解が不足

- 家庭・学校・地域・行政で「共通のものさし」がない
- 結果として、対応が属人的・場当たりの的になりやすい

### (3) 声を“制度につなぐ役割”が不在

- 本音を代弁・支援する存在がない
- 学校や保護者から独立した立場の確保が難しい

### (4) 庁内の推進体制が縦割り

- 担当課ごとに取組が分散
- 教育委員会・人権部門との連携が十分でない